

2015年度第11回 JA 北海道厚生連札幌厚生病院治験審査委員会 会議の記録の概要

開催日時	2016年2月17日(水) 17:00 ~ 18:00
開催場所	JA 北海道厚生連札幌厚生病院 新棟・会議室 1
出席委員名	髭 修平、三輪 聡一、山本武雄、渡辺 浩明、関口 雅友、田中 浩紀、森 雅樹、田中 浩一、門 正則、後藤田 裕子、柴田 亜梨沙、菅原 昌章、高柳 直明、
議論及び審議結果を含む主な議論の概要	
継続中の治験	
議題 1	ヤンセンファーマ株式会社の依頼による中等症から重症の活動期のクローン病患者を対象としたウスチキヌマブの第Ⅲ相試験(寛解維持療法)
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。	
審議結果:承認	
議題 2	中等症から重症の潰瘍性大腸炎を有する被験者を対象とした CP-690,550 の多施設共同非盲検試験
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。	
審議結果:承認	
議題 3	クローン病患者を対象にした寛解維持療法としての CP-690, 550 の非盲検継続投与試験
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。	
当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。	
契約期間の延長の妥当性について審議した。	
審議結果:承認	
議題 4	クローン病患者を対象とした、MLN0002 の第 3 相試験
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。	
治験薬概要書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。	
軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。	
審議結果:承認	
議題 5	潰瘍性大腸炎患者を対象とした、MLN0002 の第 3 相試験
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。	
当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。	
治験薬概要書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。	
軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。	
審議結果:承認	
議題 6	中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象として高用量のアダリムマブでの導入療法及び維持療法を標準用量と比較する多施設共同無作為化二重盲検試験
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。	
治験実施計画書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。	
軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。	
審議結果:承認	
議題 7	ヒト抗 TNF モノクローナル抗体アダリムマブの中等症から重症の小児潰瘍性大腸炎患者を対象とした多施設共同無作為化二重盲検プラセボ対照試験
当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見	

	<p>解が示された。 軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 8	田辺三菱製薬株式会社による第Ⅱ相試験(E13)
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 治験実施計画書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 9	田辺三菱製薬株式会社による第Ⅱ相試験(E14)
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 治験実施計画書、説明同意文書の変更の妥当性について審議した。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 10	中等症から重症のクローン病患者を対象とした 2 つの治療アルゴリズムの有効性及び安全性を検討する多施設共同非盲検試験
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 11	中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎患者を対象とした Ustekinumab による寛解導入療法及び寛解維持療法の安全性及び有効性評価を目的とした第Ⅲ相、多施設共同、プラセボ対照二重盲検比較試験
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 12	大鵬薬品工業株式会社の依頼による TAS-118 の隣癌患者を対象とした第Ⅲ相試験
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 治験実施計画書の変更の妥当性について審議した。 軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。 契約期間の延長の妥当性について審議した。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 13	興和株式会社の依頼による C 型肝炎ウイルス陽性肝細胞がん根治患者を対象とした NIK-333 の第Ⅲ相試験
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 説明同意文書の変更の妥当性について審議した。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 14	興和株式会社の依頼による B 型肝炎ウイルス陽性肝細胞がん根治後患者を対象とした K-333 の第Ⅲ相臨床試験
	<p>当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。</p>
	<p>審議結果: 承認</p>
議題 15	C 型慢性肝炎患者を対象とした ABT-450/r と ABT-267 の併用療法の非盲検無作為化第Ⅱ相試験
	<p>製造販売承認の取得が報告された。</p>
議題 16	日本人 C 型慢性肝炎患者を対象とした ABT-450/r/ABT-267 投与の有効性及び安全性を評価

	するための第Ⅲ相試験
	製造販売承認の取得が報告された。
議題 17	日本人 C 型慢性肝炎患者を対象とした ABT-450/r/ABT-267 及びリバビリン併用投与の有効性及び安全性を評価するための第Ⅲ相試験
	製造販売承認の取得が報告された。
議題 18	C 型慢性肝炎患者を対象とした Asunaprevir (BMS-650032) 及び/又は Daclatasvir (BMS-790052) の臨床試験を終了した被験者に対する長期追跡調査試験
	当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 治験実施計画書の変更の妥当性について審議した。
	審議結果: 承認
議題 19	門脈血栓症患者を対象とした NPB-06 の第Ⅲ相試験
	軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。
議題 20	塩野義製薬株式会社の依頼による S-888711 の第3相臨床試験
	治験薬概要書の変更の妥当性について審議した。 軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。
	審議結果: 承認
議題 21	C型肝炎ウイルスに感染した患者を対象とした ABT-493/ABT-530 投与の有効性及び安全性を評価するための第Ⅲ相試験
	治験実施計画書、説明同意文書、治験参加カードの変更および補償制度の概要の妥当性について審議した。 軽微な治験実施計画書等の変更について報告された。
	審議結果: 承認
議題 22	アストラゼネカ株式会社の依頼による末梢動脈疾患患者を対象とした第Ⅲ相試験
	当該治験薬で発生した重篤な有害事象報告に基づき、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。治験の継続に問題はなく、説明同意文書の改訂も不要と判断している旨の治験責任医師の見解が示された。 当院で発生した重篤な有害事象について、引き続き治験を実施することの妥当性について審議した。 治験を継続して行うことの妥当性について審議した。
	審議結果: 承認
【製造販売後調査】	
	報告事項: 新規 2 件
	審議事項: 新規 1 件承認
【特記事項】	